

年 月 日

記 (注4)

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 ()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

2 対象となる無線局に関する事項（注6）

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 備考	

3 無線局免許承継に関する事項（注7）

① 承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称

② 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（第2項各号）	☒ 該当 ☐ 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等（第3項）	☐ 有 ☐ 無

③ 添付書類

☐ 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面

☐ 相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

4 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 該当しない手続きの申請書又は届出書の表記は必要に応じて削除することができる。

2 施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる無線局に係る変更の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

3 該当する口にレ印を付けること。

4 記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

5 1 の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格 J I S X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

6 2 の欄は、次によること。ただし、無線局の工事設計等の変更の許可申請又は届出、無線局の変更等の許可申請、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事の届出又は無線局の周波数等の指定の変更申請を行わない場合においては、この欄の記載は要しない。

(1) ①の欄は、免許規則第 2 条第 1 項に掲げる無線局の種別を記載し、免許規則第 25 条第 7 項において準用する第 15 条の 2 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により一括して申請（届出）する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、免許規則第 2 条第 5 項第 4 号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている識別信号（識別信号の指定の変更の申請の場合にあつては、希望する識別信号）を記載すること。

(3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。

(4) ④の欄の記載は、次のよること。

ア 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請（届出）をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28. 12. 21」のように記載すること。

イ 2 以上の無線局について 1 の免許状の交付を受けている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許状に記載された免許番号の範囲を記載すること。

ウ 免許状訂正申請を行う場合に限り、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を

記載すること。

工 その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

7 3の欄は、無線局免許の承継届出を行う場合に限り記載すること。

(1) ①の欄は、承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称を記載すること。

(2) ②の欄は、次によること。

ア 法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種類が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。申請者が個人の場合は、無線局の種類、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限って記載すること。

イ 外国性の有無の欄に記載をした場合は、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。

(3) ③の欄は、該当する添付書類の□にレ印を付けること。

8 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

9 申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。